

大島グループ「社員交流助成金制度」 規程

企業活力研究会

(総則)

第 1 条 この制度は、大島グループが目指す企業の姿および基本方針にある「地方発の異業種企業集団への成長」を実現するために、グループ社員の交流を促進する活動に対して助成金を支給することを定める。

(社員交流の目的)

第 2 条 社員の交流を支援する目的は、大島グループ内の会社の枠を超えた社員同士のつながりを創り、企業や個人の異なる価値観を知り、それぞれの知恵やネットワークを活用し、仕事の前進をサポートし合える関係を築くこと、である。

(対象となる者、および活動)

第 3 条 大島グループ社員で構成する団体による、就業時間外に行うレクリエーション的な活動、学習活動、社会貢献活動とする。

(対象となる実施期間)

第 4 条 年度内(4月～翌年3月まで)に活動を実施し、報告書の提出を終えていること。

(対象となる経費)

第 5 条 活動を実行するにあたり、直接必要な費用(会場費、物品購入費等)を対象とし、個別の事案は個々の審査で判断する。
なお、個人の利益に還元されるもの、懇親会の飲食代等は助成の対象とならない。

(要件)

第 6 条 活動に際しては、以下を最低条件とし、すべての要件を満たすことを求める。

- ① 就業時間外に行う社員交流活動である。
- ② OSHIMAX!を通じて告知し、広く参加を募ること。また活動報告を行うこと。
- ③ 全社の交流委員に告知、参加者の募集活動等の協力を求める。
- ④ 大島グループの複数社からの参加を見込む。
- ⑤ 活動の中で、会社間の枠を超えたコミュニケーションをとる場面がある。
- ⑥ 効率的な予算建てを検討する。

(申請)

第 7 条 申請の受付は、1年を通じて行う。ただし、予算執行が満額に達した時点で、終了する。

(申請の手続き)

第 8 条 申請は、以下のものを、会社の交流委員会にデータで提出する。

- ①活動計画、②予算計画(所定の申請書による)
- ③催しの詳細がわかるもの(パンフレットやWEBサイト、企画書等)
- ④申請金額に対する使途がわかる書類(明細書等)

(審査)

第 9 条 交流委員会で審査ののち、企業活力研究会の承認を経て決定する。

(助成金)

第 10 条 助成金は、1団体当たり上限10万円、1年に1回とする。

- 1 助成は審査により決裁された範囲で、報告書によって決定する。
- 2 支給の時期は、原則として報告書提出後とする。

(報告)

第 11 条 報告は、以下のものを、会社の交流委員会にデータで提出する。

- ①所定の報告書と領収書(必須) ②活動の内容がわかる写真等を添付したもの(書式は自由・任意)
- 提出されたものは、大島グループポータルサイトOSHIMAX!等に掲載し、報告とする。

(成果の還元)

第 12 条 活動を通して得た成果、グループ社員間のネットワークを活用し、委員会活動や企業活力研究会の事業に積極的に協力し、自社およびグループ他社の事業の推進・前進に積極的に活用することに努めること。

(助成の停止)

第 13 条 活動が実行されなかった場合は支給しない。
事前に助成金の一部の支払いが行われている場合は、活動中止が決定された段階で返還を求める。

(その他)

第 14 条 この規程によらない事項については、企業活力研究会の協議により決定する。

附 則 この規程は2021年4月15日から適用するものとする。